3 空き家購入補助

空き家への居住又は活用を促進するため，市内の空き家購入に要する経費の一部を補助します。

○補助対象となる経費

・空き家（土地を含む）を購入する費用

※固定資産税は対象外です。

▶ 対象経費の3/10 上限30万円

注意

必ず契約前に補助金の申請をしてください。

契約の後に申請された場合，補助金の交付はできません。

補助申請には，次の要件を全て満たす必要があります。

対象者

- □ 空き家（土地を含む）を購入予定の個人であること
- □ 市税に滞納がないこと
- □ 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること

対象物件

- □ 江田島市に登録された空き家

  ※江田島市に登録された空き家とは
  半年以上，居住実態のない家屋（長期入院などの場合を除く）について，江田島市に登録の申請がされたものです。

- □ 購入後に単独所有となる空き家

  ※購入後は，必ず所有権移転登記を行うこと。

- □ 購入後に利活用する空き家

空き家の所有者や購入者が修繕後に居住や空き家バンクに登録する場合には…

空き家修繕補助が利用できます。

対象経費の3/10 上限30万円

空き家の所有者や居住者がDIYで修繕する場合には…

DIY用具・材料購入補助が利用できます。

対象経費の1/2 上限5万円

補助金申請の流れ

空き家の登録 → 市へ補助金の交付申請 → 内容審査 → 交付決定 → 契約(※) → 購入手続き → 購入完了 → 実績報告 → 完了確認 → 補助金支払

※契約後に金額の変更などがある場合は，変更申請が必要です。

申請に必要な書類

必ず契約前に補助金の申請をしてください。
契約の後に申請された場合，補助金の交付はできません。

No	必要書類	備考
1	交付申請書	・市HPからもダウンロードできます。
2	見積書	・契約前のもので地番・金額が確認できるもの。 (例：契約書案の写しなど)
3	空き家の現在の所有者が確認できるもの	・登記事項証明書(法務局で取得可能) ・名寄帳兼課税台帳(市税務課で取得可能) どちらかを提出してください。(コピー可)
4	市税等に滞納がないことを証明する書類	・各市区町村の税担当課で取得できます。 ・江田島市に納税義務のある方は，江田島市のものを提出してください。 ・江田島市に納税義務のない方は，お住まいの市区町村のものを提出してください。
5	誓約書兼確認書	・市HPからもダウンロードできます。

実績報告時に必要な書類

報告期限：3月10日まで

・事業実績書
・領収書の写し
・変更後の家屋の登記事項証明書

定住促進補助(新築の方向け)

本市に定住を目的に自らが居住する家を新築又は新築物件を購入し，転入された方に費用の一部を補助します。

対象経費の3/10　上限30万円

詳しくは，企画振興課へお問い合わせください。
電話：0823-43-1630
メール：kikaku@city.etajima.hiroshima.jp

問合せ先
江田島市　土木建築部　都市整備課
電話：0823-43-1647　/　メール：toshi@city.etajima.hiroshima.jp